



2026年5月25日

各位

会社名 三菱電機株式会社  
代表者名 執行役社長 漆間 啓  
(コード番号 6503 東証プライム市場)  
問合せ先 広報部長 高橋 真倫子  
(TEL 03-3218-2111)

役員報酬 BIP 信託の延長及び株式付与 ESOP 信託の導入にかかる  
自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2026年5月25日開催の執行役会議において、株式報酬としての自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という）を行うことについて決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

	BIP 信託	ESOP 信託
(1) 処分期日	2026年6月12日	
(2) 処分する株式の種類及び数	普通株式 254,100 株	普通株式 259,500 株
(3) 処分価額	1 株につき 6,301 円	
(4) 処分総額	1,601,084,100 円	1,635,109,500 円
(5) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬 BIP 信託口) 254,100 株	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株式付与 ESOP 信託口) 259,500 株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しています。	

2. 処分の目的及び理由

当社は、執行役及び上席執行役員（以下、「執行役等」という）を対象とする役員報酬 BIP (Board Incentive Plan) 信託（以下、「BIP 信託」という）を 2016 年より導入しており、2026 年 5 月 21 日開催の報酬委員会及び本日開催の執行役会議にて BIP 信託への追加拠出を決定しました。

また、当社の一定の要件を満たす幹部社員（以下、「対象従業員」という）を対象に、株式付与 ESOP (Employee Stock Ownership Plan) 信託（以下、「ESOP 信託」という）を活用した株式交付制度を導入し、2027 年度から運用を開始することを本日開催の執行役会議にて決定しました。

BIP 信託・ESOP 信託は、執行役等及び対象従業員における当社グループの中長期的な企業価値向上への貢献意識及び株主の皆様との価値共有意識を高めることを目的とした中長期インセンティブ制度です。詳細については、本日付で公表いたしました「当社執行役等に対する業績連動型株式報酬制度への追加拠出及び当社幹部従業員を対象とした株式交付制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式処分は、BIP 信託への追加拠出及び ESOP 信託の導入に伴い、当社が三菱 UFJ 信託銀行株式会社との間で締結する役員報酬 BIP 信託契約及び株式付与 ESOP 信託契約の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社の役員報酬 BIP 信託口及び株式付与 ESOP 信託口に対し、自己株式の処分を行うものです。

処分株式数は、株式交付規程に基づき信託期間中に執行役等及び対象従業員に交付を行うと見込まれる株式数の一部であり、その希薄化の規模は発行済株式総数に対し0.03%（小数点第3位を四捨五入、2026年3月31日現在の総議決権個数20,470,550個に対する割合0.03%）となります。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は、株式交付規程に従い執行役等及び対象従業員に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、株式市場への影響は軽微であり、処分株式数及び希薄化の規模は合理的であると判断しています。

### 3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額は、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため本自己株式処分に係る執行役会議決議日の前営業日（2026年5月22日）の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という）における当社株式の終値である6,301円としています。当該価額は、執行役会議決議直前の市場価格であり、算定根拠として客観性が高く合理的なものであり、かつ特に有利な価額には該当しないものと判断しています。

### 4. 企業行動規範上の手続

本自己株式処分による株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上